

鯖江市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鯖江市図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の導入により、鯖江市図書館（以下「図書館」という。）の雑誌資料の充実および活用を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー」とは、図書館の利用者の閲覧に供する雑誌を購入し、図書館に無償で提供する企業、個人事業者、団体等をいう。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサーは、提供雑誌を配架する書架および提供雑誌の最新号の雑誌閲覧用カバー（以下「雑誌カバー」という。）の表面にスポンサー名、所在地、電話番号、QRコードを表示し、裏面に広告を掲出することができる。

2 前項に規定する雑誌の配架場所、雑誌スポンサー名の掲出および広告の規格については、別表の規定に基づくものとする。

3 図書館は、図書館ホームページおよび図書館専用アプリにより雑誌スポンサーの名称を公表するものとする。ただし、雑誌スポンサーの申出がある場合、匿名にすることができる。

(雑誌スポンサーの対象)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものおよび個人は、雑誌スポンサーの対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定する営業を行う者およびこれに類する者

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者

(3) 市税を滞納している者

(4) 青少年の健全な育成に反するおそれがある者

(5) 投機または射幸心をそそるおそれのある者

(6) その他広告媒体に掲出する業種または事業者として不相当であると教育委員会が認める者

(広告掲出の基準)

第5条 鯖江市広告掲載要綱第3条第1項各号に規定する広告は掲出しない。

2 前項のほか、教育委員会が図書館に掲出する内容として不相当と認めるもの。

(雑誌スポンサーの募集)

第6条 雑誌スポンサーの募集は、広報さばえおよび市のホームページへの掲載等の方法で行う。

(雑誌スポンサーの申込方法)

第7条 雑誌スポンサー希望者(以下「申込者」という。)は、図書館が選定した雑誌スポンサー対象雑誌リスト(以下「雑誌リスト」という。)から提供雑誌を選び、鯖江市図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に会社概要等業種が分かるものおよび掲出しようとする広告案を添えて教育委員会に提出する。

2 申込みは先着順に受け付ける。

3 雑誌リストに記載のない雑誌の申込みの場合、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り、当該雑誌を雑誌リストに追加し、当該申込みを受け付ける。

(雑誌スポンサーの審査および決定)

第8条 教育委員会は、前条に規定する申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査する。

2 教育委員会は、第1項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、申込者に鯖江市図書館雑誌スポンサー制度審査結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(雑誌スポンサー制度広告審査委員会)

第9条 前条第1項の規定により、広告媒体に掲出される広告掲出の可否の審査を行うため、鯖江市図書館雑誌スポンサー制度広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長および委員をもって組織する。

3 委員長は教育委員会事務部長を、委員は教育政策課長、生涯学習課長、財務管理課長および図書館長をもって充てる。

4 委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 委員会の庶務は、教育委員会文化の館において処理する。

(委員会の会議)

第10条 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員長および委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

5 前各項の規定にかかわらず、委員長は、掲出実績がある者からの申込みまたは市と共催、後援等で事業を行っている団体である場合等の事情により、特に招集を要しないときは、当該申込みに係る会議を招集しないことができる。この場合において、各委員は、会議の議決に代えて、広告掲出可否に係る決裁（合議）によりその審査を行うものとする。

（雑誌スポンサー期間）

第11条 雑誌スポンサーの期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、年度の途中からの場合は、教育委員会が雑誌スポンサーに決定した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、決定が1月から2月になる見込みのときは、雑誌スポンサーとの協議により、翌年度の4月1日からとすることができる。

2 雑誌スポンサーの期間満了の3箇月前までに、雑誌スポンサーから提供中止の申し出がない場合は、自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

（提供雑誌の納入）

第12条 雑誌スポンサーは、提供雑誌を購入し、図書館に直接または郵送により納入するものとする。この場合において、雑誌スポンサーが提供雑誌を購入する事業者が納入することができる。

2 前項後段の規定により、事業者が提供雑誌を納入するときは、雑誌スポンサーは雑誌納入事業者名届出書（様式第3号）により教育委員会に届け出るものとする。

3 提供雑誌が休刊または廃刊した場合には、提供雑誌の変更その他必要な事項について教育委員会と雑誌スポンサーとで協議することとする。

（提供雑誌、掲出広告内容の変更）

第13条 雑誌スポンサーは、提供雑誌または掲出する広告の内容等を変更しようとするときは、事前に教育委員会と協議し、提供雑誌・広告内容変更申出書（様式第4号）を提出しなければならない。

（雑誌の提供の中止）

第14条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする

日の3箇月前までに雑誌提供中止申出書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（雑誌スポンサーの責任等）

第15条 雑誌スポンサーは、掲出された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿等に要する経費に要する費用は、雑誌スポンサーの負担とする。

（雑誌スポンサーおよび広告掲出決定の取消し）

第16条 教育委員会は、雑誌スポンサーに決定した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 第14条の規定により雑誌提供の中止を申し出た場合で、これを承認したとき。
- (2) 提供雑誌が納入予定日までに納入されないとき。
- (3) 鯖江市図書館雑誌スポンサー制度申込書の記載内容に瑕疵または虚偽が判明したとき。
- (4) 前3号のほか、教育委員会が雑誌スポンサーとして適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は前項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消す場合、雑誌スポンサー取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（提供雑誌の所有権）

第17条 提供雑誌の所有権は、鯖江市教育委員会に帰属する。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会と雑誌スポンサーとの協議で、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

種 別		規 格 等	作 成 者
雑誌カバー	表面	大きさ：縦7センチ以内、横13センチ以内 (配架した際、雑誌スポンサー名が見える位置)	図書館
	裏面	大きさ：提供雑誌の裏表紙サイズ以内 片面印刷	雑誌スポンサー
雑誌架	位置	図書館が提供雑誌の主題に応じて分類し決定する	